

中川運河再生文化芸術活動助成事業  
令和4年度

# 募集要項



中川運河再生への新たな挑戦、そして創造  
～生まれ変わる運河にアートの風を！～

## 中川運河再生文化芸術活動助成事業（愛称：中川運河助成ARToC10）

名古屋都市センターは、中川運河「にぎわいゾーン」の魅力向上を目指し、中川運河を舞台とする市民交流・創造活動につながる、アートへの助成を行います。

助成の愛称、「中川運河助成ARToC10」は、「アートックテン」と読みます。

Art(アート)の“A”、Re-(再生)の“R”、Try(挑戦)の“T”、of の“o”、Creation(創造)の“C”、そして、10年(助成期間)の“10”から生まれました。ロゴは、愛称の文字と中川運河のかたちをもとに創られています。この助成事業は、「中川運河再生計画」(平成24年10月 名古屋市・名古屋港管理組合 策定)の趣旨に賛同されたリンナイ株式会社からの寄附を活用しています。

コロナ禍を乗り越える、創造性溢れる事業の提案を期待しています。

### 中川運河にぎわいゾーンと中川運河再生計画

中川運河「にぎわいゾーン」は、平成24年10月に名古屋市と名古屋港管理組合が策定した「中川運河再生計画」に位置付けられており、運河の魅力と回遊性を高めるとともに、運河の歴史や文化・芸術を楽しむ市民活動の継続的な実施を通じ、都心地域に集まる人びとが訪れたくなるような「港と文化を感じる都心のオアシス」の形成をめざしています。また、平成29年3月には「中川運河にぎわいゾーン にぎわい創生プロジェクト」が策定されました。

詳しくは、「中川運河再生計画」で検索、または下記より名古屋市ホームページをご覧ください。



「中川運河再生計画」はコチラ



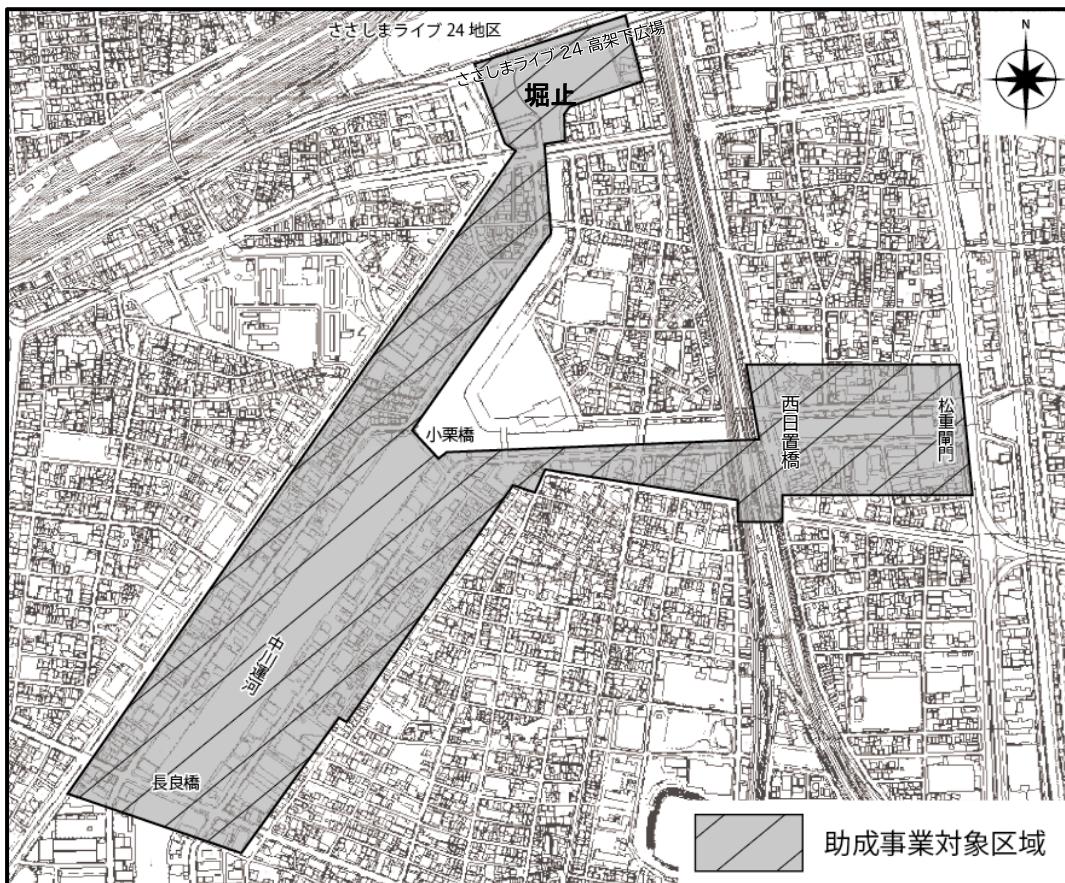
「にぎわい創生プロジェクト」はコチラ

## 1. 助成対象について

### 1 対象区域

メインとなるアート事業を行う区域は中川運河北部周辺「にぎわいゾーン」を対象とします。

北端は、ささしまライブ 24 地区に隣接する堀止船だまりから、東支線の松重閘門までの区間を含み、南端は、長良橋辺りまでの運河およびその周辺です。なお、堀止においては、水面西側の親水緑地、北側の名古屋都市高速道路下の広場、および水面を含むものとします。



※対象区域内の使用できる場所(空地)等は、可能な範囲で情報提供を行います。ただし、「使用できる条件・制約事項・使用料・予約方法」などは、管理者ごとに異なります。実施場所が利用可能かどうかについては、申請者が応募の前に管理者に事前に相談し、確認をしてください。選考の結果、採択が決定した後の使用のための書類提出についても、名古屋都市センター事務局が申請者の代わりに行う事はありません。

※助成事業対象区域(陸上及び中川運河水面を含む)において、工事及び立ち入り制限が行われる場合があります。

※平成 29 年 10 月より、ささしまライブと金城ふ頭を結ぶ「クルーズ名古屋」が就航しています。同船を活用した提案も助成対象とします。

#### 「クルーズ名古屋」

お問合せ先:名古屋市住宅都市局都市整備部名港開発振興課

TEL :052-972-2785

Web:<https://cruise-nagoya.jp/>



クルーズ名古屋の詳細は、左記からも  
ご覧いただけます。

## 2 対象事業

助成の対象となるアート事業は、助成対象区域内で行うもので、中川運河「にぎわいゾーン」の魅力向上を目指し、中川運河への関心を高め、地域の主体的な活動や交流にもつながる、斬新で創造的なアート(作品発表やワークショップ、イベントの開催などの活動)とします。

※助成対象区域内で行う主たる事業と連携し、事業の魅力を高め、中川運河の認知度を広域に広めるために行う事業に限り、審査のうえ関連事業として助成の対象とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1)特定の個人・団体のみが利用するものまたは利益を受けるもの
- (2)もっぱら営利を目的とするもの
- (3)宗教、政治または選挙活動を目的とするもの
- (4)公序良俗に反するもの
- (5)暴力団の利益となるようなもの
- (6)地方自治法の規定による手続きによって、公の施設の指定管理者が行うとされた指定管理事業に含まれるもの

## 3 応募できる方

次に該当する方が応募できます(法人格の有無は不問です)。

- (1)東海三県(愛知・岐阜・三重)に在住または在勤、在学する者、またはその者を構成員に含む団体
- (2)団体にあっては会計経理が明確であること
- (3)代表者が20歳以上であること

ただし、次のいずれかに該当する者(団体を含む)は除きます。

- (ア)宗教、政治を目的として活動を行う者
- (イ)暴力団または暴力団員が役員となっている団体、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- (ウ)行政および行政が出資する団体、法令遵守に問題の認められた団体

## 4 対象となる事業の実施期間

**令和4年4月1日（金）から令和5年2月28日（火）まで**

ただしメインとなるアート事業は、原則、

**令和4年9月中旬から令和4年11月中旬までの期間で開催をして下さい。**

## 2. 部門・助成内容について

### 1 部門・助成金額

#### ●プロジェクト部門 【助成金額 最大300万円】

上限金額300万円までの活動を「プロジェクト部門」として募集します。  
「にぎわいゾーン」の魅力向上を目指し、市民や地域の中川運河の関心を高めるだけではなく、  
中川運河の「場」を活かす斬新な発想と実験的な取組みにより、「シビックプライド(街への誇り)」  
を地域に育む創造的なアートを募集します。

#### ●トライアル部門 【助成金額 最大50万円】

上限金額50万円までの活動を「トライアル部門」として募集します。  
プロ・アマ、団体・個人問わず全ての人に、中川運河の再生と魅力向上にアートでチャレンジして  
いただき、市民や地域の方々の運河への関心を高めるようなアートを募集します。

※助成金の額は、減額もあり、申請額のとおり選考されるとは限りません。

※応募は、どちらかの部門に対して、1提案のみ可能です。

※両部門合わせて、6~8 団体程度の選考を予定しています。

※過去の助成事業は、名古屋都市センターHP「ARToC10 アーカイヴ」をご覧ください。

Web: <https://www.nup.or.jp/nui/human/nakagawa/artoc10.html>

右記からもご覧いただけます。



「ARToC10 アーカイヴ」  
はコチラ

### 2 助成対象経費

助成対象経費は事業に直接要する経費とし助成対象、助成対象外の例示は以下のとおりです。

	項目	内訳（例示）
助成対象	企画費	事業の企画に係る経費を、助成金額の5%以内において助成対象とします。事業費の内訳書には、助成対象者（申請者も可）を明記し、領収書は不要とすることができます。
	プロジェクト部門調整費	事業の調整、進行管理に係る経費を、助成金額の5%以内で助成対象とします。事業費の内訳書には、助成対象者（申請者も可）を明記し、領収書は不要とすることができます。 ※プロジェクト部門のみが対象となる経費です。
	制作費・材料費	作品制作に係る素材、画材等の材料費、大・小道具制作費、衣装費、舞台美術費
	会場設営・運搬費	会場設営・撤去費、作品等運搬費、道具等運搬費、会場使用料（付帯設備等含む）、会場整理・監視員に関する費用、臨時スタッフ費、照明・音響の機材レンタル費 ※新型コロナウイルス感染症防止対策として、事業に必要な消毒液および、非接触型体温計等の購入費用についても助成対象経費とします。
	保険料	催事保険
	謝金	出演料、演奏料、作品制作の監修料・デザイン料、講師料
	旅費	制作・公演等に伴う、出演者・委託先スタッフの宿泊費、交通費（ガソリン代を除く） ※申請者本人・団体メンバーの宿泊費・交通費は対象となりません。
	印刷・広告費	○無償配布するポスター・パンフレット等の印刷・作成費、印刷物等の郵送費 ○当助成事業で作成を求めている記録の制作費
助成対象外		○団体自ら設置又は管理する会場の費用、団体職員の給与等、団体運営に要する費用 ○土地、建物等の不動産取得費 ○接待・交際費 ○有料配布するグッズ・パンフレット等作成経費 ○飲食に係る経費 ○レセプション・パーティー、打ち上げに係る費用 ○個人または団体の資産となりうる備品の購入費（例：楽器、音響機材、OA機器、工具、書籍等）

※助成対象経費に計上できるのは、全て領収書で確認できるものに限ります。

※助成対象経費は、華美・過大とならない経費とします。

※1品2万円を超える物品の購入は、レンタル、リースによることが不可能であり、助成対象事業の実施に欠くことができないものに関して、事前に購入の相談があり、許可が出たものののみを対象とします。

※購入が認められた備品においては、5年間は処分が禁じられます。

※助成対象経費には、国、県、市もしくはその外郭団体から重複して助成を受けられません。

### 3 入場料や参加費等の徴収について

本助成事業をより充実・拡大することを目的に、1人あたりの入場料、参加費が2千円以内の金額であれば徴収可能とします。その場合、総事業費のうち、助成対象経費から入場料や参加費等を差引いた金額の範囲内で助成をします。

※1人当たりの入場料等が2千円を超すものは、興業とみなし本助成の対象外とします。

### 4 助成金の交付と前払金について

原則、アート事業終了後の後払いとし、領収書の写し等の提出により請求できます。

ただし、希望する場合は、制作費の一部として前払金および中間払金(以下前払金等)を請求できます。

前払金等は、次の①および②を請求することができます。

#### ①前払金

事業実施承諾書の通知を受けたあとに、助成対象経費のうち交付決定した助成額の2割を限度とした金額を、事業の開始前に請求することができます。

#### ②中間払金

材料の購入、謝金の支払いなど実際にかかった助成対象経費について、事業途中において中間払金の請求ができます。金額は、前払金と合わせて助成額の6割を限度とします。

※事業実施後は、最終的な収支に基づいて助成額を確定し、前払金等で支払った金額との差額分が支払われます。なお、確定する助成額の方が、前払金等で支払った金額より少なかった場合は、差額分を返還していただきます。

### 3. 申請書類と応募について

#### 1 申請の書類

次の書類を、名古屋都市センター13階事務室に持参ください。(郵送不可)

- (1)助成申請書(第1号様式) ※アート団体としての申請は団体メンバーの名簿を添付
- (2)事業提案書(第2号様式)
- (3)自由様式 ※アートイメージ、企画書、実績、履歴など補足資料としてA4サイズ5枚(両面可)まで添付可

※(1)、(2)については、都市センターウェブサイトからダウンロードして作成してください。

※(1)～(3)について、正本を1部、副本を6部、綴じないで提出してください。(ファイル・ホチキス止め不要)

※申請書類等は、審査のための重要な資料です。締切日以降の書類の差替は受け付けません。

※提出された申請書類は返却しません。必ず写しを取り保管してください。

※記載間違いなど、修正があった場合に使用する認印、訂正印を持参ください。

#### ＜締切及び応募受付・事前相談窓口＞

締 切：令和3年11月26日（金）17時 厳守

受 付：火曜日～日曜日 9時～17時（12時～13時を除く）

場 所：名古屋都市センター13階 事務室（金山南ビル内）

問合せ：052-678-2214 （名古屋都市センター 調査課）

※提出の際は事前に予約の上、申請者または書類を作成された方が持参してください。

※書類の不備等による修正を見越し、余裕を持った期日での提出をお願いします。

※申請書の書き方など不明な点の事前相談は、営業時間中、電話または窓口で隨時可能です。

#### 2 助成説明会の開催

申請を考えているアーティストを対象として、助成制度(募集要項の説明)と中川運河再生計画についてオンラインでの説明会を開催します。助成説明会では、事務局への質疑応答の時間も設けますので、初めての方は是非ご参加ください。

#### ＜オンライン助成説明会＞

日 時：令和3年10月20日（水）19時00分～20時15分

開催方法：Zoom（オンライン会議システム）

申 込：下記内容を明記の上、E-mail ([artoc10@nup.or.jp](mailto:artoc10@nup.or.jp)宛) にてお申し込みください。

①件名：説明会申し込み ②氏名 ③連絡先

※お申し込み受付後、説明会ご案内のメールをお送りします。

締 切：令和3年10月19日（火）

## 4. 選考について

選考委員会にて審査・選考を行い、それを受けた名古屋都市センターが助成を決定します。

### 1 選考方法

**第1次選考:書類選考** 申請書類による審査

**第2次選考:選考会** プロジェクト部門:提案発表及び面談 / トライアル部門:面談のみ

※第1次選考を通過した申請者は、選考会に出席していただき、選考委員からの「面談」を受けていただきます。

※プロジェクト部門については、面談とあわせて、「提案発表(プレゼンテーション)」をしていただきます。

※作品サンプル、模型、パネル等については、選考会場に持ち込みは可能ですが、追加資料の配布はできません。

※結果の公表については、後日郵送で通知するとともに、当日選考会場にて行う予定です。

※申請者が、選考会当日、出席できない場合は、審査の対象としません。(個人の場合は本人のみ)

※新型コロナウイルス感染症防止対策として、オンラインによる提案発表及び面談となる場合もあります。

### 〈選考会〉令和4年2月19日（土）

場所：名古屋都市センター14階 会議室（金山南ビル内）

※時間、集合場所等、詳細については、第1次選考を通過した申請者に、あらためてお知らせします。

### 2 審査基準

評価視点		内 容
視点1	関心を高める	中川運河の魅力を感じてもらい、足を運ぶきっかけとなるか
視点2	芸術性	芸術性が高く、創造的で独自の視点を持ち、新たな試みであるか
視点3	「場」を活かす	中川運河の場の特性を活かした内容か
視点4	実現性	実現可能な体制であり、予算、スケジュールが妥当であるか
視点5	地域への根付き	事業後も、地域への貢献・波及効果が期待できる活動で、「シビックプライド(街への誇り)」を育むか ※視点5については、「プロジェクト部門」のみを対象とした審査項目です。

### 3 中川運河再生文化芸術活動助成選考委員会 委員（五十音順、敬称略）

江坂 恵里子 ユネスコ・デザイン都市なごや推進事業実行委員会プログラム・ディレクター

木下 隆文 名古屋市住宅都市局都市整備部長

古池 嘉和 名古屋学院大学 現代社会学部 現代社会学科教授

清水 浩 名古屋港管理組合建設部担当部長(総合開発担当)

水津 功 愛知県立芸術大学 美術学部 デザイン・工芸科教授

山本 さつき 美術批評家

※公正を期するため、委員が役員等を務める団体から応募があった場合には、当該委員は当該団体の審査からは除外します。また、申請者から、選考委員に対して事前の働きかけがあった場合には失格とします。

## 5. 助成の決定後について

### 1 助成対象者（アーティスト）の義務

選考された助成対象者（アーティスト）には、下記の義務が発生します。

(1)事業申請書(第4号様式)に、アート事業の計画(企画内容詳細、開催日時、進行管理スケジュール、広報PR計画、位置図等を記載)、経費の見積書、場所を借りる場合は、貸借に係る状況が確認できる書類等を添えて提出してください。

※アート事業の計画が、メイン展示会場の変更、作品規模の変更など、当初予定より、大幅に変更を行う場合は速やかに「事業変更申請書(第10号様式)」を提出していただく必要があります。

(2)助成の決定をした事業については、申請者名、事業名、概要等を名古屋都市センターのウェブサイトや広報誌で公開するため、開催日時について変更を行う場合は5月末日までに報告してください。

(3)チラシ・ポスターなどの作成・配布、ウェブサイト、SNS、地元広報紙への掲載、地元報道機関への協力依頼などを通じ、市民に向けて広く事業のPRをしてください。

(4)チラシ・ポスターなどの作成・配布にあたっては、名古屋都市センターに事前に相談を行い一般配布の前に確認を受けてください。

(5)チラシ・ポスターなどの配布物、事業実施場所に掲げる横断幕、のぼり等には、必ず、中川運河再生文化芸術活動助成を受けた旨の記載または、愛称・ロゴを表示し、第三者に提供する写真や映像および作品には最大限可能な範囲で表示を行ってください。

例) 名古屋都市センター



中川運河助成(ARToC10)の助成を受けた事業です。

(6)事業を行う際には地域への周知および理解を得て実施し、対応は責任をもって行ってください。

(7)事業を行う際には事前広報のほか、現地においても実施場所の案内に努めてください。

(8)新型コロナウイルス感染症等の基本的な感染防止対策(検温、手洗い・アルコール消毒、室内換気、密閉・密集・密接の回避、参加者の連絡先の把握等)をふまえて、「新型コロナウイルス感染症対策・業種別ガイドライン」等に基づく感染防止対策を実施し、安心安全に参加できる環境を整えて、事業を開催してください。

名古屋市では愛知県のコロナ感染防止対策の基準に準拠しています。愛知県の対策はこちらをご覧ください。  
<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/>

(9)事業に対する地域・参加者の感想及び意見の集約に努め、事業実績報告書に反映させてください。

(10)事業実績報告書に加えて作品等の写真および映像など、実施した助成事業の内容をまとめ、記録したものを成果品として提出してください。

(11)助成事業で作成した作品及び、まとめとして提出された写真、映像の記録等の成果品について、名古屋都市センターが使用することを求めた場合は無償で応じてください。

(12)作品を譲渡または廃棄する場合は、事前に名古屋都市センターに連絡してください。

(13)助成対象外の事業を併せて実施する場合は、助成対象経費と領収書を明確に区分し、支出管理を行ってください。

(14)翌年度に事業報告会を開催いたしますので、参加していただくとともに助成を受けたアート活動の報告、作品の展示などにご協力いただきます。

## 2 助成対象者への説明

初めて選考された助成対象者(アーティスト、アート団体)を対象に、アート事業終了までの間に提出していく書類の書き方、助成金の交付対象となる経費についての注意事項など、事務局からの説明と広報などノウハウの共有を目的として、アートック10事業の進め方についての説明を行います。

**日 時：令和 4 年 2 月下旬から 3 月上旬頃（予定）**

**場 所：名古屋都市センター 13 階（金山南ビル内）**

※日程については、選考された方に個別に日程調整をさせていただきます。

## 3 助成事業報告会（翌年度に開催）

アーティスト同士の交流、次の世代のアーティストの参考となるように、令和 4 年度のアートック10事業のふり返りを行う「アーティスト交流会（助成事業報告会）」を開催いたします。助成を受けたアーティストの方は、参加していただくとともに、スライドによるアート活動の報告、作品の展示などにご協力いただきます。

**〈アーティスト交流会（助成事業報告会）〉**

**日 程：令和 5 年 10 月頃の土曜又は日曜を予定**

**場 所：名古屋都市センター（金山南ビル内）を予定**

※ご出席いただき、アート事業の報告、パネルディスカッションなどへご参加いただきます。

※日程等、詳細なプログラムについては、調整の上ご連絡いたします。

## 6. 助成の取り消しおよび助成金の返還について

次のいずれかに該当する場合は、助成決定の一部または全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部または全部を返還していただく場合があります。

- (1)応募できる者に該当しないと判明した場合
- (2)対象とならない事業を開催した場合
- (3)提出された申請書・領収書などの内容が虚偽であった場合
- (4)助成対象者が法令などに違反する行為を行った場合
- (5)助成の対象となる事業を実施しないとき、または実施する見込みのない場合

## ■助成事業のスケジュール

項目	時期	備考
助成説明会 助成等についての説明会	令和3年10月20日(水) 19:00~20:15	募集の方針等、助成制度についての説明会をオンラインで開催します。(事前予約要)
応募の締切 申請書等の提出(窓口持参)	令和3年11月26日(金) 17:00 厳守	様式は名古屋都市センターウェブサイトからダウンロードできます
第1次選考 書類選考	令和4年1月下旬	選考委員会による事前審査(書類選考)
第2次選考 選考会	令和4年2月19日(土)	書類選考を通過した申請者のみ、選考会に出席していただきます
助成対象者説明会	令和4年2月25日(金)以降	選考された助成対象者への今後の手続きの説明とミーティング
事業申請書の提出 (窓口持参)	助成対象事業決定通知書の受領後 ~令和4年3月31日(木)まで	*事業計画書、事業見積書、施設管理者との貸借契約書、事業に係る許可書類等添付
開催スケジュール・日程の確定期限	令和4年5月31日(火)	広報のチラシ作成のためアート事業の「開催日」を期限までに確定し、事務局まで報告してください。
事業実績報告書の提出 (窓口持参)	~令和5年2月28日(火) (厳守)	提出期限に係わらず事業終了後、提出書類が整い次第電話予約のうえ提出 *成果物等の資料添付
— 助成事業終了 —		
アーティスト交流会 (事業報告会)の開催	令和5年10月頃(予定)	助成を受けたアート活動の報告と交流会を翌年度に開催します。

## ■お問合せ先

公益財団法人名古屋まちづくり公社  
名古屋都市センター 調査課

〒460-0023  
名古屋市中区金山町1-1-1 金山南ビル13階

火曜～日曜日  
9時～17時(12時～13時を除く)

TEL:052-678-2214 FAX:052-678-2209  
E-mail:artoc10@nup.or.jp



<http://www.nup.or.jp/nui/human/nakagawa/index.html>